平成４年広審第１３３号
漁船第三十一松洋丸機関損傷事件　〔簡易〕

言渡年月日　平成５年４月１９日
審　判　庁　広島地方海難審判庁（養田重興）
理　事　官　山崎重勝

受　審　人　Ａ
職　　名　船長
海 技 免 状　一級小型船舶操縦士免状

損　　害
主機の５番シリンダを除く全シリンダのピストンとシリンダライナに損傷

原　　因
主機（ピストン）点検整備不十分

裁 決 主 文
本件機関損傷は、主機ピストンの点検整備が不十分であったことに因って発生したものである。
受審人Ａを戒告する。

適　　条
海難審判法第４条第２項、同法第５条第１項第３号

裁決理由の要旨
（事実）
船 種 船 名　漁船第三十一松洋丸
総 ト ン 数　１９トン
機関の種類　ディーゼル機関
出　　力　３６０キロワット

事件発生の年月日時刻及び場所
平成３年６月１８日午前６時ごろ
島根県恵曇港沖合

第三十一松洋丸は、昭和５８年１２月に進水した中型まき網漁業付属の運搬船として操業に従事するＦＲＰ製漁船で、主機としてＢ社が製造した６ＬＡ－ＳＴ型と称する、定格回転数毎分１，８００の過給機付４サイクル６シリンダ・ディーゼル機関を備えていた。

主機の潤滑油は、約６０リットル入りの油だめから潤滑油ポンプにより約５キログラム毎平方センチメートルに昇圧され、複式油こし、潤滑油冷却器を経てオイルギャラリーに入り、ここから過給機、カム軸、燃料ポンプ、歯車軸、主軸受・クランクピン軸受及びオイルジェット式ピストン冷却用ノズルの各系統に分かれてそれぞれを潤滑したのち、油だめに戻るようになっており、その圧力を検出するセンサーがオイルギャラリーに入っていて、２キログラム毎平方センチメートル以下の圧力になると警報を発するようになっていた。

ところで、同主機は、同６２年５月に換装された機関で、潤滑油の使用時間が５００時間、ピストン抜きの間隔が４，０００時間などと機関各部について詳細に点検整備の基準が取扱説明書に記載されており、同基準に従って各部の点検整備を実施するようにすすめられていた。

受審人Ａは、操舵操船を行いながら機関の運転管理に当たっていたが、主機に特段の故障がなかったことから大丈夫と思い、同機を異常なく運転できるように基準をもとに点検整備を行うことなく、換装以来の主機を甲板員に任せ切りにし、長年に亘り無開放のまま使用していたので、ピストンなどが整備不十分となり、ピストンリング及びオイルリングが摩耗や膠着して燃焼ガスが吹き抜けるようになり、ピストンとシリンダライナとの間の潤滑が十分に行われなくなったことに気付かないまま、同機の運転を続けていた。

こうして本船は、Ａ受審人と甲板員との２人が乗り組み、平成３年６月１７日午後６時島根県恵曇港を発し、同港沖合の漁場に至り、約１２トンのいわしを獲て操業を終え、翌１８日午前５時ごろ漁場を発し、主機を毎分１，８００回転の全速力前進にかけて帰航の途、主機の燃焼ガスの吹き抜けが激しくなり、潤滑油の汚損が増すとともに同油の圧力が低下して警報を発し、潤滑の阻害された各シリンダのピストンが焼き付き気味となって毎分８００回転ばかりに下がり、同６時ごろ恵曇灯台から真方位３２８度６海里ばかりの地点において、船橋当直中の前示甲板員が主機の異常に気付いてクラッチを切りアイドリング回転に下げた。

当時、天候は曇で風はなく、海上は穏やかであった。

Ａ受審人は、機関室に赴き、主機の点検を行い、潤滑油を補給してから同機を微速力前進にかけて恵曇港に戻り、精査の結果、５番シリンダを除く全シリンダのピストン及びシリンダライナに損傷のあることが判明し、損傷部品をいずれも新替修理した。

（原因）

本件機関損傷は、主機の点検整備が不十分で、同機のピストンが長期間無開放のまま使用され、ピストンリングの摩耗や膠着により燃焼ガスが吹き抜け、ピストンとシリンダライナとの間の潤滑が阻害されたことに因って発生したものである。

（受審人の所為）

受審人Ａが、主機の運転管理に当たる場合、同機が異常なく運転できるよう、基準をもとに点検整備を行うべき注意義務があったのに、これを怠り、主機に特段の故障がなかったことから大丈夫と思い、長年に亘り点検整備を行わなかったことは職務上の過失である。